

問Ⅱ－７－②（総会の年間開催回数）

現行の主務官庁の指導で年間２回社員総会を開催していますが、一般社団法人に移行するとした場合に、定款を変更すれば総会の開催回数を減らすことはできますか。

答

- 1 社員総会は法律上、年に１回、事業年度の終了後一定の時期に定時社員総会を開催することが必要とされています。
- 2 また、定款の変更を行うなど必要がある場合には、いつでも社員総会を招集することができます。

【考え方】

一般社団法人は、各事業年度について貸借対照表等の計算書類を作成しなければならず、この計算書類は、定時社員総会の承認により確定されることとなります。また、役員等の選任も定時社員総会において行われるのが通常であることから、年に１回、定時社員総会を開催することとなります。

（参考条文）

一般社団・財団法人法第36条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

一般社団・財団法人法第123条

- 2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

一般社団・財団法人法第 126 条 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。